





しても相当理解を持ち、また協力する  
ような態度でなければいかぬと思うの  
であります。そうした意味で、特別に  
法律で規定するまでのことはないと思  
うのであります。何か本法の運営を  
円滑ならしめるために、民間側を入れ  
た協力団体式のものでつくる御計画  
があるかどうか。その点をお伺いした  
と思います。

○大内府政委員 それらの点につきま  
しては、強い民間の意見を代表する審  
議会のようなものをつくりたいと思っ  
ておりますが、それを特に法律に入れ  
ないのは、そういう審議会にほんとう  
に働いていただくためには、そしてそ  
れらの意見を尊重するためには、政府  
がそれをつくつたという形にしない方  
がいい。それはアメリカの実験上そう  
いうふうになつておりました。実業界  
あるいは統計を出さなければならぬ方  
がこういうことを政府に要求するとい  
うふうに、そういう形のことを始終や  
る委員会を推進させるということに努  
めたいと考えております。

○美濃部政府委員 ただいまの大内府  
政委員の御説明を補足いたしますと、  
経団連あるいは日産協が中心になりま  
して、そういう団体をつくるという運  
動は非常に進んでおりました。先般は  
経団連に統計調査委員会ですか、すで  
にできてまして、その委員会が協力す  
るということになつております。それ  
からその傘下にまたそれ／＼の委員会  
をつくるということになつておるとい  
う方向に進んでおりました。鉄鋼連盟  
ではすでに統計制度委員会というもの  
ができたそうでございます。その関係  
を、その経団連の委員会とその傘下団  
体の委員会とがどういふ連絡をとる

か、それから統計委員会と民間のそ  
ういふ委員会とどういふふうにしてや  
つて行くかというふうなことはまだは  
つきりきまつておりません。これから両  
者相談して最もいい方法を考へて、密  
接に連絡して行きたいと思つておりま  
す。

○青木(正)委員 最後にもう一点承り  
たいのであります。それは経過規定  
といたしまして、現に法令に基いて徴  
集されておる統計報告は三年間このま  
まで行くという規定があるのでありま  
す。三年間という年数をきめたことは、  
常識的に大体この程度というところで  
きめになつたのではないかと、かように  
思うのであります。民間側等の意見  
によりまして、できるだけこの期間を  
短縮して、できることならば一年程度  
にしてほしいというふうな希望もある  
やに承つております。三年というのが  
特別に三年なければならぬという理由  
もないと思ふのであります。統計委  
員会の方といたしまして、三年とおき  
めになつた理由並びに民間側等におけ  
る一年の希望に対して、はたしてそれ  
がさしつかえないかどうか、そういつ  
たことにつきまして御意見を伺いた  
いと思ひます。

○大内府政委員 ただいまの御意見に  
対しましては、必ず三年間でなければ  
ならぬというものはありません。です  
が、また民間側の一年間にしたいとい  
う希望は、この法律の趣旨から考へて  
当然でありますけれども、何分新しい  
行政でありますし、なれないことであ  
りますし、それから新しいものは全部  
この法律によることではありますから、  
各省の今やつておる統計報告が順次  
だん／＼古いのがなくなつて行くとい

うことで三年間としてありまして、  
全部が三年間残るといふ意味ではなく  
て、どの程度に残りますかわかりませ  
んが、大体一年もたてば残るものはわ  
ずかになるであらうという見込みで、  
しかし三年間としたような次第であり  
ます。

○八木委員長 松岡君。

○松岡委員 第十條に規定せられてお  
ります「中止又は変更」の要求であり  
ますが、さつき政府委員の御答弁の通  
り、結局それは総理大臣によつて決裁  
されるというところは当然のことではあ  
るのには相違ないのですが、この趣旨  
のことをやろうと思へば、従来の統計  
委員会の構成あるいはその機構、権限  
というものは、十分でないところがあ  
るのではなからうかという懸念があ  
るのです。そういう点について、将来  
統計委員会の構成その他についての御  
方針があるならば、それをこの際聞か  
してもらいたい。

○大内府政委員 従来の統計委員会は  
十五人の構成で、そのうちで常任委員  
というものが三人で、それが決定権を持  
つておつたわけでありまして。しかし事  
実上委員会というものでこういふ複雑  
な行政を運用するということとは不可  
能であり、あるいは不可能でなくとも非  
常に時間をとつて不便であります。か  
ら、今度はそういう形をとらずに、統  
計委員会というものは統計審議会とい  
う形になりまして、諮問機関になるだ  
けであつて、行政は行政管理庁の管理  
的な事務として統計基準部というもの  
でやりまして、簡単にできるようにし  
たいという考へであります。

○八木委員長 これにて質疑の通告者  
は全部終了いたしました。

討論はこれを省略し、ただちに採決  
に入りたいと存じますが、御異議あり  
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○八木委員長 御異議がなければさ  
う決定いたします。

これより採決を行います。本案に賛  
成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○八木委員長 起立多数。よつて本  
案は原案の通り可決いたしました。

なお本案についての委員会報告書  
作成につきましては委員長に御一任願  
います。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二分散会

〔参照〕  
統計報告調整法案(内閣提出)に關す  
る報告書  
〔都合により別冊付録に掲載〕

昭和二十七年五月八日印刷

昭和二十七年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所